行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	信州の木活用課 県産材利用推進室	整理番号	1–1
許認可等の種類	木材の生産又は流	・ 流通の合理化を図	るための計画の認定	(事業経営改善計	画)
根拠法令条例 等·条項	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 第4条第1項、第2項				
許認可等の概要	県内に住所を有する森林組合等が単独又は共同の申請に基づき作成する生産行程の 改善、経営管理の合理化等経営改善に関する措置を内容とする合理化計画が適当で ある旨の認定				
審査基準(未設定の場合はその理由)	らし適切なもので (イ)所要である。 切なもので事業材を (ア)素材の生産、素材の生産、 (木材製品の生産の (イ)新規需要創	で改善計画の基本であり、その実施にいる。 を	が育りで、規程第2が確実なものと見込が事業の経営できるとするとはできます。 はおり受けようとするをはない。 はおいではない。 ははない。 ははない。 ははますると見います。 はは、 はは、 はは、 はは、 は、 は、 は、 は、 は、	まれること。を確実に遂行する に係る基準 若しくは木材製品 員一人当たりの取等に係るものにあ	るために適 品の加工に !扱規模 5つては、J
基準の制定根拠	長野県	(平成6年4月1日 木材産業等高度	度化推進資金制度運付け6林業第 54号林 化推進資金制度実施 付け6林業第 54号林	務部長通知) 要領 第2 7 (1))
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)			1か月		
期間の制定根拠	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行 について 第4 2 平成24年3月23日付け23林政経第363号農林水産事務次官通知				